



第29回 所得税の改正について 1

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



私はサラリーマンで、毎年、勤務先で年末調整をしてもらっています。間もなく年末調整の時期になりますが、今年はいろいろと所得税の改正があったと聞いています。どのような改正があったのか教えてください。



今年も11月、年末調整の時期となりました。ご質問のとおり、令和2年分の所得税について改正等がありましたので、新設または改正された内容を説明します。

1. 改正等のあった事項

- (1) 給与所得控除の改正
- (2) 公的年金等控除の改正
- (3) 所得金額調整控除の新設
- (4) 基礎控除の改正
- (5) 扶養親族等の合計所得金額要件の改正
- (6) ひとり親控除の新設
- (7) 寡婦（寡夫）控除の改正

2. 各改正等の主な内容

(1) 給与所得控除の改正

①控除額が一律10万円引き下げられ、②控除額の上限となる給与等の収入金額が850万円へ引き下げられました。さらに、③控除額の上限額が195万円に引き下げられました。(表1参照)

(2) 公的年金等控除の改正

①控除額が公的年金等に係る雑所得以外の所得の額により、10～30万円引き下げられ、②公的年金等の収入金額1,000万円超の場合の控除額に上限額が設定されました。(表2-1、2-2参照)

(3) 所得金額調整控除の新設

所得金額調整控除とは、次のイ、ロに該当する一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に適用される控除です。内容は次のとおりです。

イ. 子ども・特別障害者等を有する者等

(イ) 適用対象者

その年の給与等の収入金額が850万円を超える者で、①本人が特別障害者に該当する者、②年齢23歳未満の扶養親族を有する者、③特別障害者である同一生計配偶者又は養親族を有する者のいずれかに該当する者

(ロ) 所得金額調整控除の額

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10% = 控除額

(ハ) 手続

年末調整においてこの控除の適用を受ける場合は、その年最後の給与等の支払いを受ける日の前日までに給与の支払者に「所得金額調整控除申告書」を提出する必要があります。

ロ. 給与所得と年金所得の双方を有する者

(イ) 適用対象者

その年の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、それらの合計金額が10万円を超える者

(ロ) 所得金額調整控除の額

給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円) - 10万円 = 控除額

なお、上記イの適用がある場合にはその適用後の給与所得の金額から控除します。

(ハ) 手続

上記イ(ハ)に同じ。

(4) 基礎控除の改正

①控除額が一律10万円引き上げられ、②合計所得額2,400万円超の者については、合計所得

表 1

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	(A) × 40% - 10万円	(A) × 40%
180万円超 360万円以下	(A) × 30% + 8万円	(A) × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 44万円	(A) × 20% + 54万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10% + 110万円	(A) × 10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

表 2-1 65歳未満の場合

	公的年金等の収入金額 (B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入金額	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	(B) × 25% + 27.5万円	(B) × 25% + 17.5万円	(B) × 25% + 7.5万円
	410万円超 770万円以下	(B) × 15% + 68.5万円	(B) × 15% + 58.5万円	(B) × 15% + 48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	(B) × 5% + 145.5万円	(B) × 5% + 135.5万円	(B) × 5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

表 2-2 65歳以上の場合

	公的年金等の収入金額 (C)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入金額	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	(C) × 25% + 27.5万円	(C) × 25% + 17.5万円	(C) × 25% + 7.5万円
	410万円超 770万円以下	(C) × 15% + 68.5万円	(C) × 15% + 58.5万円	(C) × 15% + 48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	(C) × 5% + 145.5万円	(C) × 5% + 135.5万円	(C) × 5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

表 3

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

表 4

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

金額により控除額を逡減し、③ 2,500万円超の者については、適用なしとされました。(表3参照)

また、年末調整で基礎控除の適用を受けようとする方は、その年最後の給与等の支払いを受ける日の前日までに給与の支払者に「給与所得者の基礎控除申告書」を提出する必要があります。

(5) 扶養親族等の合計所得金額要件の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられました。(表4参照)

※今月は改正された事項の(1)～(5)についてご紹介しました。(6)と(7)は来月号でご紹介します。